

古商工発第510号
令和6年2月13日

各位

古河市商工会
会長 峰 英雄
古河市商工会建設業部会
部会長 大山 春夫
<公印省略>

「石綿作業主任者技能講習会」の開催について

(境町商工会・五霞町商工会との共催)

時下、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、当部会事業運営につきまして多大なるご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、(株)安全衛生推進会茨城教育センターのご協力をいただき、労働安全衛生法の定めによる標記講習会を下記により実施いたします。

石綿等が使用されている建築物又は工作物の解体・除去作業等に係る業務を行う場合は、石綿作業主任者を選任し、その者に作業に従事する労働者の指揮、その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないと定められております。石綿の取り扱いに関する知識習得から、建設現場での適切な業務推進を図るため、ぜひこの機会をご活用いただきたくご案内申し上げます。

【注意】

- 労働安全衛生法等の改正により、平成18年4月1日からは、石綿作業主任者技能講習を修了した者のうちから選任することとなりました。
- 平成18年3月までに特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者は、石綿作業主任者となる資格を有していますので、この講習を受講する必要はありません。

◎石綿作業主任者技能講習を修了した者は、「一般建築物石綿含有建材調査者」の受講資格が得られます。

2023年10月1日以降、建築物の解体・改修などの前に実施する調査については、「建築物石綿含有建材調査者資格」を有する者が行わなければなりません。同資格者による調査が法律で義務付けられます。今後において「建築物石綿含有建材調査者（一般）」の資格取得を検討されている方は、「石綿作業主任者技能講習」の修了または実務経験11年以上が受講要件となりますので、本講習の受講をお勧めいたします。

○古河市商工会においても「一般建築物石綿含有建材調査者」講習を「6月」に開催予定です。

詳細につきましては後日通知にてご案内いたします。

記

- 受講資格 満18歳以上
- 講習日時 令和6年4月16日（火）～17日（水）の2日間
1日目（学科）：8：30～16：10
2日目（学科）：8：30～14：50（修了試験1時間含む）
- 会場 古河市商工会 三和事務所（茨城県古河市仁連 2053-1）
- 定員 40名（先着順、定員になり次第締切ります）※共催する3商工会合同の定員です。
- 受講費用 会員：11,880円（受講料：9,900円 テキスト代：1,980円）
非会員：12,980円（受講料：11,000円 テキスト代：1,980円）

6、受講申し込み

下記①～④をご準備いただき、古河市商工会総和事務所／三和事務所までお申し込みください。

- ① 受講申込書（商工会窓口配布もしくは商工会HPよりダウンロード）URL：<http://www.kogasyo.or.jp/>
- ② 受講料
- ③ 証明写真（2枚）※縦3cm×横2.4cm 裏面に氏名を記入したもの。
- ④ 本人確認書類の写し（氏名、生年月日、住所等を公的に証明する書類）
運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカード等。外国籍の方は、特別永住者証明書または在留カード。

※受講票は講習当日に会場にてお渡しいたします。

7、注意事項

- ・日本語の講義及び学科試験を行いますので、対応（理解、読み書き等）できる方が対象です。
- ・申込書を基に修了証を作成しますので、戸籍に記載された氏名を正確に記入してください。
- ・顔写真は鮮明なものに限ります。写真の貼付けは、両面テープをおすすめします。

8、修了証の交付

技能講習修了後、法令に定める修了試験を行い、合格者に対しては修了証を交付します。

9、携行品

- ・身分証明書、筆記用具（鉛筆・消しゴム）、テキスト（初日に配布）
- ・(株)安全衛生推進会茨城教育センターで交付した技能講習カードの修了証を取得されている方は、受付時に提出して下さい。1枚にまとめます。

10、人材開発支援助成金

この講習は、雇用保険に加入する中小事業主が、その雇用する建設労働者（雇用保険の被保険者に限る）に有給で本講習会を受講させた場合は、「人材開発支援助成金」を受けることができます。助成を受ける場合には、講習終了後2ヶ月以内に支給申請手続きを行う必要があります。

○問合せ先：「茨城労働局職業対策課 助成金部門」（TEL.029-297-7235）

11、講習時間及び講習科目

	時間	講習時間	昼休み・休憩	科目
第1日目	8:30～ 8:40	10分	休憩 20分含 <昼休 50分>	オリエンテーション 作業環境の改善方法に関する知識
	8:40～12:00	3時間		
	12:50～13:50	1時間		
	14:00～16:10	2時間		
第2日目	8:30～11:50	2時間	休憩 10分含 <昼休 50分>	健康障害及びその予防措置に関する知識 関係法令
	10:50～11:50	1時間		
	12:40～13:40	1時間		
	13:50～14:50	1時間		

12、お問い合わせ先

古河市商工会総和事務所 担当：森田

〒306-0204 茨城県古河市下大野 2209-9 TEL 0280-92-4500